

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱

(平成30年6月25日告示第165号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における体験型観光の推進や観光で稼ぐ力の創出を図るために、市内でできる体験メニューを開発し、観光客に提供する事業者や団体に大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所を置く法人又は個人をいう。
- (2) 団体 市内に在住又は市内の事業所に勤務する者2人以上で構成する団体をいう。
- (3) 体験メニュー 本市における「歴史・文化伝統」、「自然環境」、「食文化」、「産業・農林漁業」、「生活形態」に関連のある観光素材を活用した体験で、単に物や飲食等の提供を除いたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、納期限の到来した市税を完納している事業者又は団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、体験メニューの開発、宣伝ツールの作成、キャンペーンの実施、体験メニューの実施並びに開発や販売を行うための知識や技能を修得するための研修やセミナーへの参加及び専門家の招へいとする。ただし、補助対象者が補助事業実施前年度の1年間に5日以上観光客に有料で提供したことがない体験メニューとする。

2 補助対象事業は、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上継続して1年間に5日以上観光客に有料で提供する計画のある事業とする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体から同一目的の補助を受けているもの
 - (2) 特定の宗教若しくは政党を支持し、又はこれらに反対するもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
- (補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、大野ならでは観光体験メニュー開発事業を実施するために直接必要な経費であって、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、上限を30万円として予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、同一の補助対象者への補助金の交付は、1年度当たり1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、大野ならでは観光体験メニュー開発事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 5万円以上の費用の場合は見積書の写し
- (4) 団体にあつては、規約及び名簿、活動概要が分かる資料

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大野ならでは観光体験メニュー開発事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 補助対象者は、第7条の規定による申請の事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ大野ならでは観光体験メニュー開発事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、大野ならでは観光体験メニュー開発事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金完了実績報告書(様式第7号)に次の各号に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 経費の支払いを証する書類の写し
- (4) 備品を購入した場合はその備品の写真
- (5) その他実施状況の分かる資料、写真等

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金請求書(様式第10号)に交付決定書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(事業経過の報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間、大野ならではの観光体験メニュー開発事業経過報告書(様式第11号)を毎年度末までに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号の1に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 事業の実施方法が不相当と認められたとき。
- (3) 前2号のほか、不正の事実があると認めたとき。

(購入財産の処分の方法)

第14条 補助対象者は、本事業により取得し、又は効用の増加した購入財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合又は市長が特に承認したときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の規定によりなされた補助金の交付決定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費

区 分	補 助 対 象 経 費
旅費	補助対象者又は構成員、外部講師の研修やセミナーに関する交通費及び宿泊費
報償費	外部講師の招へい又は外部協力者に係る謝礼金
需用費	消耗品、原材料、燃料の購入経費
印刷費	チラシやパンフレットのデザイン及び印刷にかかる経費
通信運搬費	郵便料、送料
広告宣伝費	新聞、雑誌等の広告に要する経費
使用料及び賃借料	機器・設備のリース及び賃借料、会議室の使用料
委託料	外部への業務の委託経費
備品購入費	機械、器具及び備品の購入経費。ただし、体験メニューの開発又は提供のために必要不可欠な備品とし、経常的な施設管理又は事務管理のための備品は対象外とする。
負担金	資格取得や知識技能修得のための研修、セミナーの参加費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者

住 所

事業者名又は団体名

代表者

印

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付申請書

下記のとおり大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金を交付されたく、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 事業計画書（別紙）
- 4 収支予算書（別紙）
- 5 添付書類（別紙）

様式第2号（第7条関係）

事業実施計画書

体験メニューの名称		
活用する観光素材		
事業目的		
実施する場所		
担当者	氏名：	電話番号：
	メールアドレス：	
事業内容		
事業行程		
昨年度までの取り組み状況		
実施年度の目標		
実施年度以降の目標		

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

収入の部

区 分	予算額	摘 要
市補助金	円	
自己負担額	円	
参加者からの体験料	円	
その他	円	
計	円	

支出の部

科 目	予算額	摘 要
旅費	円	
報償費	円	
需用費（消耗品、原材料、燃料）	円	
印刷費	円	
通信運搬費	円	
広告宣伝費	円	
使用料及び賃借料	円	
委託料	円	
備品購入費	円	
負担金	円	
計	円	

様式第4号（第8条関係）

大野市指令 第 号

事業者名又は団体名

代表者

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金について、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第13条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助対象事業が完了したときは、速やかに大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金完了実績報告書に関係書類を添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

年 月 日

大野市長 殿

申請者

住 所

事業者名又は団体名

代表者

印

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け大野市指令 第 号により交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更し、 円の増額（減額）交付を受けたいので申請します。

その他については、当初の申請書記載のとおりとします。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	増 減
円	円	円

2 変更理由

3 添付書類（別紙）

様式第6号（第9条関係）

大野市指令 第 号

事業者名又は団体名
代表者

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金について、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり補助金の額を変更のうえ交付する。

年 月 日

大野市長 印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。

当初交付決定額	円
変更交付決定額	円
変更額	円
- 3 大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第13条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助対象事業が完了したときは、速やかに大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金完了実績報告書に関係書類を添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大野市長 殿

申請者

住 所

事業者名又は団体名

代表者

印

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金完了実績報告書

大野ならではの観光体験メニュー開発事業が完了したので、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業実績報告書（別紙）
- 4 収支決算書（別紙）
- 5 添付書類（別紙）

様式第8号（第10条関係）

事業実績報告書

体験メニューの名称		
活用した観光素材		
事業目的		
実施した場所		
担当者	氏名：	電話番号：
	メールアドレス：	
事業内容		
事業行程		
実施年度の実績		
実施年度以降の課題と目標		

様式第9号（第10条関係）

収支決算書

収入の部

区 分	決算額	摘 要
市補助金	円	
自己負担額	円	
体験料	円	
その他	円	
計	円	

支出の部

科 目	決算額	摘 要
旅費	円	
報償費	円	
需用費（消耗品・原材料・燃料）	円	
印刷費	円	
通信運搬費	円	
広告宣伝費	円	
使用料及び賃借料	円	
委託料	円	
備品購入費	円	
負担金	円	
計	円	

年 月 日

大野市長 殿

申請者

住 所

事業者名又は団体名

代表者

印

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金について、大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付請求額 円

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普 当	
口座名義人	フリガナ	

3 添付書類 指令書の写し

年 月 日

大野市長 殿

申請者

住 所

事業者名又は団体名

代表者

印

年度 大野ならではの観光体験メニュー開発事業経過報告書

大野ならではの観光体験メニュー開発事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、経過報告書を提出します。

記

1 体験メニューの名称

2 実績数値

	当該年度の数値	前年度の数値	増 減
実施日数	日	日	日
体験者数	人	人	人
売上	円	円	円

3 体験実施の課題と改善点

--